大蔵村建築物耐震改修促進計画

大 蔵 村

令 和 3 年 3 月

目 次

1	目的	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
2	計画の位置づけ (1) 計画の位置づけ (2) 計画期間	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
3	建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標 (1) 想定される地震の規模及び被害状況 (2) 耐震化の現状等 (3) 耐震化率の目標	•	•	•	•	-	•	•	•	•	2	~	3
4	建築物の耐震化を促進するための施策 (1) 基本的な取組方針 (2) 促進策 (3) 地震時の建築物の総合的な安全対策 (4) 地震時の通行を確保する道路	•	•	•	•	•					•	•	4
5	建築物の地震に対する安全性向上に関する啓発等 (1)相談体制・情報提供の充実 (2)自治会等との連携	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4

1 目的

「大蔵村建築物耐震改修促進計画」(以下「促進計画」という。)は、地震による住宅・ 建築物の倒壊等の被害を最小限に抑え、村民の人命や財産を保護するため、山形県及び関 係団体と連携し耐震診断・改修等を促進することを目的とする。

2 計画の位置づけ

(1)計画の位置づけ

本計画は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。)及び「山形県建築物耐震改修促進計画」に基づき策定し、「大蔵村地域防災計画(震災対策編)」を上位計画として、地域の実情を勘案し、建築物の耐震改修に関する施策の基本的な方向性を示す計画である。

(2) 計画期間

計画期間は、「山形県建築物耐震改修促進計画」の計画期間に合わせ、令和3年度から令和12年度までの10年間とし、必要に応じて見直していくものとする。

3 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

(1) 想定される地震の規模及び被害状況

山形県地震対策基礎調査(平成10年3月実施)によると、新庄市から舟形町にかけて確認されている「新庄盆地断層帯」では30年以内にマグニチュード7クラスの地震が発生する確率が最大5%であり、この地震の発生により本村においては震度5から6強を記録すると想定された。さらに、平成14年度に実施された山形盆地断層帯被害想定調査によると、「山形盆地断層帯」では30年以内にマグニチュード7.8程度の大規模地震が最大8%の確率で発生し県内全域で被害が発生すると予想され、本村は最大震度6強を記録すると想定された。いずれの地震においても本村において多数の建物の全半壊が想定されている。山形盆地断層帯の地震においては、冬季の朝に発生した場合に被害が最大となり、その被害は、死者8名、負傷者189名、避難者402名、建物の倒壊が全壊94棟、半壊167棟と予想された。

(2) 耐震化の現状等

①住宅の現状

令和3年3月現在、村内には約980戸の住宅がある。そのうち現行の耐震基準が適用された昭和56年6月1日より前(以下、昭和55年以前とする。)に建築された住宅が約540戸で全体の約55%を占めている。そのうち、約150戸(全体の15.3%)が耐震性が不十分であると推定している。

表1 住宅の耐震化率(推定)

住宅総数 約 980 戸	昭和56年以降に建築	約 440 戸	耐震性を満たす 約830戸 84.7%
	昭和 55 年以前に建築	約 540 戸	間が足圧と情報で / パタ 000 / 01.1 / 0
	四和 55 平丛前に建築		耐震性が不十分 約150戸 15.3%

②非住宅の現状

a 民間施設

ホテル・旅館4施設で未対応である。

b 公共施設

村が所有する防災活動拠点及び住民が多数利用する施設総数 18 棟のうち庁舎等 3 棟及び公民館等 1 棟で耐震化未実施となっている。

表 2 村公共施設 (防災活動拠点施設となる建築物) 区分別耐震改修状況 (令和 3 年 3 月現在)

施設区分	全			S 56	耐					耐震診	耐震化	耐震化	耐震	耐震
	棟	S	S	年 以	震	改	改			断未実	済の棟	未実施	診断	化率
	数	57	56	前 建	診	修	修	改	改	施の棟	数	の棟数	実 施	
		年	年	築の	断	等	等	修	修	数			率	
		以	以	全 体	実	不	必	済	未					
		降	前	棟 数	施	要	要	\mathcal{O}	実					
		建	建	に占	済	な	な	棟	施					
		築	築	める	の	棟	棟	数	の					
		棟	棟	割合	棟	数	数		棟					
		数	数		数				数					
	A	В	С	C/A	D	Е	F	G	Н	I=C-D	J=B+E+G	K=H+I	D/C	J/A
庁舎等	4	1	3	75.0%	1	0	1	0	1	2	1	3	33. 3%	25.0%
(役場)	1	1	Ů	10.070	1	Ů	1		•	2	1	Ů	00.0/0	20.070
医療機関等	1	1	0	0%	0	0	0	0	0	0	1	0	0%	100%
(診療所)		_	Ů	0,0		Ť					-		0,0	100/0
小中学校等	2	1	1	50%	1	0	1	1	0	0	2	0	100%	100%
(小1,中1)				, ,									,	,,,
公民館等	1	0	1	100%	1	0	1	0	1	0	0	1	100%	0%
(中央公民館) 福祉施設														
(保育所 2, 児童	3	3	0	0%	0	0	0	0	0	0	3	0	0%	100%
館 1)	3	3	0	0%	0	0	0	U	U	U	3	0	0%	100%
文化・社会教育・														
体育施設	5	2	3	60%	3	1	2	2	0	0	5	0	100%	100%
その他の施設														
(いでゆ館ほか)	2	2	0	0%	0	0	0	0	0	0	2	0	0%	100%

(3) 耐震化率の目標

住宅については、県の目標と同じ90%の耐震化率を目標とする。村民に対しPRを行い耐震改修促進を図っていく。非住宅については、次のように目標を定める。

a 公共施設

公益上・防災上重要な施設であるため全施設の耐震化をめざすものとする。

	令和3年3月現在	(目標) 令和 12 年度					
庁舎等	25%	100%					
公民館等	0%	100%					

b 民間施設

国や県からの情報を広報するなどして耐震化を呼びかけ、計画年度末までの全施設の耐震化をめざす。

4 建築物の耐震化を促進するための施策

(1)基本的な取組方針

- ①所有者にとって耐震化しやすい環境整備や負担軽減の制度を構築するなどし耐震化 を促進していくことを基本的な取組方針とする。
- ②住民に対し建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性や重要性について普及啓発し、耐震化の支援制度を活用しながら、建築物の耐震改修を図っていくものとする。

(2) 促進策

村は、住宅耐震化緊急促進アクションプログラムを策定し、県や関係団体と連携し住宅所有者への周知や耐震化支援を実施し、住宅の耐震化を促進する。

(3) 地震時の建築物の総合的な安全対策

地震時に住民の生命や財産を守るためには、住宅・建築物の耐震化と合わせてブロック塀の倒壊防止対策、家具の転倒防止対策が重要である。そのため、村は県や関係機関と連携して被害の発生する恐れのある建築物を把握するとともに、所有者に必要な措置を講じるよう指導・啓発を行い、地震時の総合的な安全対策を推進していく。

①ブロック塀の倒壊防止

村は、危険なブロック塀の実態把握を行い、所有者に除去等について指導する。

②家具等の転倒防止

家具等の転倒による死傷者の発生を防止する対策を各家庭において施すことが非常に重要である。広報等により広く村民に家具等の転倒防止の方法を周知する。

(4) 地震時の通行を確保する道路

地震時において住宅・建築物の倒壊が緊急車両の通行や県民の避難の妨げにならないよう避難、救助、物資の輸送、諸施設の復旧等応急対策活動を実施するうえで重要な道路に関して沿道の状況を把握する。そのような道路の日常的な点検に努め、地震に強い緊急輸送道路の維持・管理を行う。

5 建築物の地震に対する安全性向上に関する啓発等

(1)相談体制・情報提供の充実

住宅・建築物所有者が耐震化について相談できる体制を整備するため、役場内に相談窓口を設置し、耐震化についての情報を提供し、技術的な相談内容については速やかに専門機関の相談窓口を紹介できるような体制を整える。

(2) 自治会等との連携

地震防災の基本は「自らの命は自ら守る」、「自らの地域は皆で守る」であり、地域が連携して「自助」、「共助」に努め対策を講じることが重要である。自治会や自主防災組織は地域の災害時対応において重要な役割を果たすほか、平常時においても危険箇所の点検や耐震化の啓発活動を行うことが期待される。このようなことから自治会等を巻き込んだ耐震についての周知の取り組みが必要であるため、自治会等と連携し、耐震についての学習会等を実施していくものとする。